

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	令和5年度第1回河内長野市水道水源保護審議会
2 開催日時	令和6年2月6日 15時30分
3 開催場所	河内長野市役所6階 602会議室
4 会議の概要	審議案件1：水道水源保護審議会会長及び副会長の選任について 審議案件2：水道水源保護条例及び同施行規程、水道水源保護審議会規則の改正について 改正条項1：水道水源保護条例別表(第2条関係)、水道水源保護条例施行規程第2条第1項第3号及び第6号、別表第1、別表第2、様式第1号の改正 改正条項2：水道水源保護条例施行規程第10条の改正 改正条項3：水道水源保護審議会会則第3条第2項第2号の文言の適正化
5 公開・非公開の別 (理由)	公開
6 傍聴人数	0人
7 問い合わせ先	(担当課名) 上下水道部 水道課 53-1111 (内線 679)
8 その他	

*同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

令和5年度 第1回河内長野市水道水源保護審議会 ＜会議録＞

司会（畠山）

それでは定刻となりましたので令和5年度第1回河内長野市水道水源保護審議会を開会させていただきます。

本日は各委員の皆様には、お忙しい中ご出席をいただき誠にありがとうございます。

本日予定しております内容につきましては、お手元の次第のとおりとなっておりますのでよろしくお願いいたします。

なお、ご案内のとおり本審議会は公開会議となっております。本日は傍聴の希望者はおられませんでしたが、会議途中に希望者が来られましたら入室していただきます。

それでは、まず始めに事務局の水道事業職員から自己紹介させていただきます。

- ・上下水道部長の寺本です。
- ・上下水道部経営総務課課長補佐の中尾です。
- ・同、水道課長の山本です。
- ・水道課課長補佐の山中です。
- ・水道課係長の西岡です。

そして私、司会進行をさせていただきます水道課の畠山です。どうぞ、よろしくお願いいたします。

司会（畠山）

続きまして、本審議会は平成31年2月以来の対面開催となっております。この間、委員の皆様の中には任期の関係で新たにお引き受けいただいた方もおられますので、順にご紹介させていただきます。

・大阪公立大学大学院 研究推進機構 植物工場研究センター 特任教授の北宅善昭委員です。

・地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所 衛生化学部生活環境課主幹研究員の小泉義彦委員です。

・大阪公立大学大学院 工学研究科都市系専攻 教授の貫上佳則委員は本日、欠席となっております。

・弁護士法人興和法律事務所 弁護士の竹村真紀子委員です。

・今回、新たにお引き受けいただきました河内長野市農業委員会 副会長の峯芝謙次委員です。

・同じく、新たにお引き受けいただきました河川を美しくする市民の会 会長の生地孝至委員です。

・大阪府森林組合 副組合長の奥野豊委員です。

- ・河内長野市自然環境保護審議会 会長の井元宏司委員です。
- ・エコライフ河内長野 会長の木之下純子委員です。

以上の9名の皆様で第12期水道水源保護審議会を構成していただいております。なお、委員の皆様の任期につきましては令和7年10月31日までの委嘱期間となっておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

司会（畠山）

それでは開会に先立ちまして、上下水道部長の寺本よりご挨拶申し上げます。

寺本部長

それでは、改めましていつも大変お世話になっております。上下水道部長の寺本と申します。どうぞよろしく願いいたします。委員の皆様におかれましては、大変ご多忙の中、本審議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。

また平素より、本市の水道事業にご理解ご協力いただきまして併せて御礼申し上げたいと思っております。

さて、本市の水道水源の内訳をまずご紹介させていただきますと、滝畑ダムから50%強、大阪府広域水道企業団から30%の受水をしているほか、石川、あるいは石見川で20%弱を取水しております。このような水運用を行っているところでございます。

昨年度は少雨が続きまして、滝畑ダムの水位が低下し大阪府からの通知に基づきまして、3度にわたり取水制限を行ってまいりました。今年度におきましても、夏ごろまではダムの水位が比較的安定していましたが、秋以降に去年と同様に少雨が続いておりまして、渇水の状態が続いているところでございます。先月1月19日には、ダムの貯水率が40%を下回りまして、第1次の30%取水制限を始めたところでございます。この第1次取水制限を皮切りに、1月31日には貯水率が35%を下回りまして渇水対策本部が設置され、第2次の40%取水制限が開始しておるところでございます。今後も引き続き渇水が続くものと考えておりますので、非常に注意をしながら関係機関とも協力しながら水運用を進めてまいりたいと思います。

さて、本日の審議の内容でございますが、本審議会の会長、副会長のご選出をはじめ、令和3年7月に静岡県熱海市で発生いたしました土石流災害をきっかけに所謂、盛土規制法が制定され、これによりまして大阪府の土砂条例、及び河内長野市土砂埋立て等の規制に関する条例が廃止することになりまして、それに伴い本市水道水源保護条例並びに同施行規程の改正などを予定しております。また、その他の案件についてもございます。

本日は非常に短い時間ではございますが、委員の皆様の幅広い見識によるご意見を賜りまして、活発にご審議いただきますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろ

しくお願いいたします。

司会（畠山）

それでは、会議に入りますが今回は第 12 期最初の会議となりますので会長、副会長が決まるまでの議事は、事務局の畠山が引き続き進行させていただきます。よろしく
お願いいたします。

司会（畠山）

まず、本日は委員 9 名のうち 8 名出席されており、委員の過半数の方々の出席がありますので、審議会規則第 6 条第 2 項の規定により本審議会は成立している旨お知らせいたします。

それでは、議事に入ります。審議案件(1)第 12 期水道水源保護審議会の会長と副会長の選任について、でございます。

水道水源保護審議会規則の第 5 条第 1 項で、審議会に会長及び副会長を置き委員の互選によりこれを定める。と規定しています。選任につきまして、皆様の方で何かご意見はございませんでしょうか。

〈意見なし〉

司会（畠山）

ご意見がないようですので、事務局より提案させていただいてよろしいでしょうか。

〈異議なし〉

司会（畠山）

それでは、事務局案といたしまして第 10 期から会長をお務めいただいております大阪公立大学の北宅委員に会長を、また第 8 期から副会長をお務めいただいております、石倉委員の後任である河川を美しくする市民の会 会長の生地委員に副会長をお願いしてはとありますが、いかがでしょうか。

〈異議なし〉

司会（畠山）

ご異議がないようですので、ご賛同の皆様には拍手をお願いいたします。

〈拍手〉

司会（畠山）

ありがとうございます。ご賛同いただきましたので、北宅委員に会長を生地委員に副会長をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

司会（畠山）

それでは、次の案件に入ります前に北宅会長よりご挨拶をお願いいたします。

北宅会長

前回より会長を承っております、今回も会長に推薦いただきありがとうございます。力及ばずではありますが、皆様と一緒にきれいな水を維持する河内長野市を作っていきたいと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

私の専門は農業環境学というものでして、水とは切っても切れない環境要因の重要な要素であります。皆さんご存じのように、日本の食料自給率が40%を切っており60%は外国から輸入しているのですが、これも単に食料だけでなく現地で作る際には例えば小麦を100gほど作ろうとすると、大体2tほどの水を使っています。言い換えれば私たちは、100gのパンを買ったときは現地で2tの水が失われているという事であります。ですので、食料自給率をあげることはそういった意味でも重要です。日本も先ほど話があったように、だんだんきれいな水がなくなりつつあるということで、せめて、環境に恵まれた河内長野市だけでも水が十分に皆さんに供給できるようにしていきたいと思っておりますので皆さんどうぞよろしく願いいたします。

司会（畠山）

ありがとうございました。それでは、審議会規則第6条第1項に会長が議長となる旨の規定がございますので、以後の議事進行を北宅会長をお願いいたします。

北宅会長

わかりました。それでは審議に入りたいと思います。まず、審議案件(2)の水道水源保護条例及び同施行規程、水道水源保護審議会規則の改正について、の改正条項(1)について事務局の方から今回の見直しの理由、改正点等についてご説明をお願いします。

事務局（山中）

事務局の山中でございます。着席にて失礼いたします。先ほど、議長の方からありましたように、審議案件(2)水道水源保護条例及び同施行規程、水道水源保護審議会規則の改正について、の改正条項(1)でございます。

資料の3ページをご覧くださいまして、審議案件(2)のページでございますが、まずこの改正条項(1)につきましては、水道水源保護条例を改正しようとするものでござい

ます。詳しい中身につきましては、2 番の改正内容の(1)として記述しております。しかしながら、この(1)につきましては市役所内の議論が頻出しているところございまして、この場ではあくまで試案として提示させていただきます。この内容について、皆様にご審議いただきました、その結果として条例を改正するのもしないのかを含めて結論を出せるようにと考えておりますので、試案であるという事を頭に入れていただいております。

それでは内容の説明に移らさせていただきます。只今、水道水源保護条例では別表第2条関係というところに、対象となる事業をあげております。現在対象となっている事業は産業廃棄物処理業、採石業、土砂等の埋立て業、畜産業、ゴルフ場業、宅地造成業、その他管理者が別に定める事業となっております。このうち、土砂等の埋立て業につきまして、水道水源保護条例のほかその規模が500㎡以上であり、3,000㎡未満の場合は河内長野市の土砂埋立て等の規制に関する条例また、その面積が3,000㎡以上の場合は大阪府の土砂埋立て等の規制に関する条例で規制されております。

令和5年5月26日に宅地造成及び特定盛土等規制法というものが施行されまして、これについては大阪府が実質的な規制を行うこととなっております。これに伴いまして、大阪府と河内長野市はともに令和5年度いっぱい土砂条例を廃止することになっております。大阪府が令和6年4月1日付で規制区域の指定を行う予定となっております。規制区域内には我々が定めております水道水源保護地域をはじめまして、河内長野市の全域が指定される見込みでございます。したがって、盛土規制法に伴う規制が全域に係るといいう事で、盛土規制法によりまして宅地造成及び土砂埋立てのために搬入される土砂を土壌汚染対策法という法律の規定によりまして、汚染がないことが確定されている土砂に限っておりますので、これに違反した場合は我々の水道水源保護条例よりも厳しい罰則を課されることになっております。このことによりまして、土砂等の埋立て業及び、宅地造成業につきましては大阪府による盛土規制法のもとに一体的な規制の方が効率的に作用するのではないかという風に考えまして、令和5年度末をもって、水道水源保護条例別表から土砂等の埋立て業及び宅地造成業を削除しまして、また、これに関連する施行規程等を改正するという一つの案でございます。

このことにつきまして、当初申し上げましたように試案ではございますがこの改正を行った結果として、河内長野市の水道事業としての権限がいくつか失われることも含めて考えていただきまして、ご議論いただければなと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

北宅会長

ありがとうございます。そうしましたら、ただいまの水道水源保護条例及び施行規程の改正についての説明に関しまして、皆様方から何かご質問やご意見等がございましたらお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

生地副会長

副会長を拝命しました、生地と申します。突然ではありますが、先ほどの話によれば、面積によって規制がかかっていたものを改正によって地域指定のようなものに変わるという認識でよいのでしょうか。

事務局（山中）

そうです。規制する主体が今までは、平米数によって河内長野市が規制していた部分と、大阪府が規制していた部分に分かれていました。その根拠となっていたのは河内長野市が持っている条例、また大阪府が持っている条例であったのですが、この度新しい法律ができたことによりまして、条例によって規制していた内容と同列でございますので、大阪府が新しい法の下一括で規制することになりました。

生地副会長

この地域はダメですよといった感じでしょうか。

事務局（山中）

そうです。一本化して、今後は大阪府が規制していきます。

生地副会長

もう一つ質問ですが、厳しい罰則というのは具体的にはどのようなものになるのでしょうか。

事務局（山中）

お配りしている資料の中で、カラー刷りの資料があるかと思いますがそちらをご覧ください。この資料は大阪府の資料なのですが、大阪府の条例と盛土規制法の比較が載っています。新しい盛土規制法では、罰則というのが3年以下の懲役または1,000万円以下の罰金となっておりますが、現行の土砂条例ですと2年以下の懲役または100万円以下の罰金となっております。なので、新しい盛土規制法によります全国で統一された新しい法律の下で行われる規制の方が罰則としては厳しいです。

北宅会長

他にないでしょうか。

それでは、今後何か開発などしようとする事業者は市ではなく大阪府に申請するのでしょうか。

事務局（山中）

そうです。大阪府の方で認可することになります。

北宅会長

それでは市としてはどういった関与をされるのですか。大阪府の方から情報が来るのでしょうか。

事務局（山中）

現行も面積の大きな事業につきましては、大阪府が規制しております。そちらは規制担当部署に河内長野市には水道水源保護条例というものがあり、我々の方でも規制を行っております、という事をお伝えしていますので、該当の事業がもし河内長野市内で行われようとする場合はお知らせいただくというお約束となっています。

北宅会長

それでは、市が知らないうちに大阪府が許可を出して事業が始まってしまうという事はありえないという事ですね。

事務局（山中）

ないはずでございます。

北宅会長

他はいかがでしょうか。

そうしましたら、またもし何か出てきましたら後ほど聞いていただくという事で先に進まさせていただきます。

この後の改正案といたしましては、事務局に一任させていただきます。

北宅会長

それでは、続きまして改正条項(2)について事務局から見直しの理由、改正点等について説明をお願いします。

事務局（山中）

はい、それでは続きましてご説明させていただきます。

最初の資料の4ページの(2)の部分になります。(2)につきましては水道水源保護条例施行規程第10条で事業の判定をするための排水水質に基準を設けておりますが、これは今、厚生労働省令で定める水道水質基準の設定項目と水質管理目標設定項目に準じ

たものとなっております。

ただし、この厚生労働省令の基準の中で浄水場で容易に取り除くことができるもの、あるいは浄水処理を行う工程の中で発生するものは排水水質基準から現在除いている状態でございます。厚生労働省令が出す水道水質基準は化学物質により、実際にこの場所でこんな水質汚染が発生しましたとか、また化学物質の毒性について研究される中で新たな毒性が見つかったとか、その毒性の値がさらに低くしなければならない、あるいはもう少し高くても大丈夫といった新たな知見によって、基準は毎年のように改正されております。

現在は、施行規程の中でそれぞれの項目を全て記載して基準値を別表の中に定めています。ということは、厚生労働省の方で改正があったときに審議会でご審議いただいて、我々の方の排水水質基準を改正という事になっておりますのでタイムラグが1年ほどできてしまいます。

こちらを解消するために、厚生労働省で改正があった際にすぐさま我々の排水水質基準にも反映できるように考え、施行規程の第10条での基準値の示し方を改めまして水道の水質基準に準拠しますという事を記載し、このうち除外する項目を別表に記載させていただくことによって、即時反映を狙おうとする改正でございます。

その中身につきましては、カラー刷りのA3の水道水質基準と他の基準の比較に記載しております。こちらの資料の青で塗られている項目についてが、先ほど申し上げました浄水場で容易に除けるもの、あるいは浄水処理の工程の中で発生するものでありますので、排水水質基準の中で規定する必要がないと考えています。そして、この白枠で表記されている項目は排水水質基準の項目でございます。これは、施行規程の中にすべて項目と基準値を記載しておりますので、即時反映が難しいという事で改正しようとするものです。

横長の資料、新旧対照表をお配りしておりますのでご覧ください。この資料の中の3ページ目、河内長野市水道水源保護条例施行規程新旧対照表でございます。左側に改正前、右側に改正後を記載しております。

左側の改正前の施行規程につきましては、排水水質の判定基準等を記しており第10条、条例第6条第4項に規定する排水水質基準項目及び排水水質基準値は、別表第3のとおりとするとなっております。この別表第3はといいますと、7ページに書かれております別表第3になります。かなり長々とすべての項目をあげておりますので、この度、3ページの改正後としましてまず現在厚生労働省が水道の所管でございますので水質基準につきましては、厚生労働省から省令として出ておりますが今年4月1日から環境省令に水道の所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移りますので、そのうち水質基準等については、環境省の所管となりますので4月1日以降は環境省で定めることになっていきます。なので、改正後の文言といたしましては環境省令で定める水道水質基準項目及びその基準値、水質管理目標設定項目及びその目標値とする

いたしまして、ただし別表第2に掲げる項目を除くといたしまして先ほどの7ページの改正後の表のように排水水質基準から除く項目として項目名をあげ、これ以外の項目は環境省令に準じますとさせていただきたいと思います。また、第10条の2項につきまして、省令で定める水道水質基準に現在ダイオキシン類が含まれておらず、また耐塩素性病原生物というものがございまして、クリプトスポリジウムあるいはジアルジアといった原虫と呼ばれる生物なのですが、塩素にさらされてもなかなか死なない生物でして、浄水場の処理をすり抜けてしまう可能性があります。我々としては原水の中に含まれてほしくない生物ですので、これらを水道水質基準のほか、これについても規制したいという思いから第2項であげているところでございます。

北宅会長

それでは、何かご質問やご意見はありますでしょうか。

小泉委員

大安健の小泉と申します。先ほどお配りしていただいた長い色つきの資料ですが、こちらの資料にクロロ酢酸やジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸が上から3分の1ぐらいのところにあるのですが、この項目が白枠でして別表の2では取り除く項目に入っているのですが、これはどちらかの記載ミスでしょうか。

事務局（山中）

これは、現条例の施行規程の中ではこれを含めた形で別表が作られています。この度、考え直してみるとこの化学物質を工場などで使うわけでもありませんし浄水の処理工程でしか発生しないので、新たに除外項目の中に含めさせていただいたものであります。

小泉委員

それでは、この色刷りの資料の項目は現行の基準項目という事でしょうか。

事務局（山中）

そうです。こちらのA3の資料は現状の項目でございます。

小泉委員

では、そこからクロロ酢酸とジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸は浄水処理の工程でできるものだから除外するという事ですね。では、クロロホルムは除外しないのでしょうか。

事務局（山中）

そうですね。クロロホルムは溶剤として使う場合もあるのかなという事で、残すことにしました。ホルムアルデヒドについても同様です。

小泉委員

副生成物の扱いですが、それでも工場で使用されることもありますね。

小泉委員

全部羅列せずに水道水質基準項目と目標設定項目という形で文章に盛り込むという事は、おっしゃるようにすぐに基準値が変更されても適用できるという事ですね。ただ、基準値が緩和される場合はすぐに緩和してしまうことがあると思うのですが、厳しくなる時に、すぐに適用できるというのはいいと思いました。

竹村委員

大変些末な、事務的なことですがこの新旧対照表の3ページ目10条のところでは別表第3となっている一方で、10ページでは別表第2となっているのは事務的な祖語でしょうか。

寺本部長

申し訳ありません。表が3つございまして、1つなくなりましたので繰り上げしており、これは事務のミスという事で配布時点と修正しております別表2という事で修正させていただいておりますのを、今日お配りしていなかったという事で。すみません。

竹村委員

別表2が正しいという事ですね。

私の手元にあるものは違いますが、会議に係っているものは別表2に修正されているものという事でよろしいですか。

寺本部長

はい。

竹村委員

あと、あくまで環境省令が変われば自動的に変わるという建付けだという風に理解しましたがけれども、テクニカルな話で申し訳ないですが環境省令の特定の仕方という意味では、この名前の通りのものが世の中にオープンになっているという理解でよい

のでしょうか。環境省令って何ですかという事には、一般的にあまり起こらないとい
いますか、4 ページにある水道水質基準設定項目と書いてあり改正前後のほうでは水道
水質基準項目と書かれていまして、このあたりの本当にテクニカルな話なのですが特
定という意味で、ここで書かれている条文というものが、誰が見てもこの環境省令で
あるという事がわかる形で記載されているか少し、確認させていただいた次第です。

事務局（山中）

今現在は、厚生労働省の所管なのであくまで厚生労働省の話とさせていただきます
が、一般にもホームページ等で公開されておりまして厚生労働省のホームページで水
道水質基準項目、あるいは水質管理目標設定項目と検索すれば表がご覧いただける形
となっています。

竹村委員

そうすると、用語の使い方にしてもここで指定されている化学物質にしてもこれは
一儀的なものとして、外の方々も見たらわかるという事ですね。

寺本部長

ご意見頂戴いたしましたものを法規担当とも間違いがないか再度確認しまして、も
しそれの方が明確だとなりましたら、そのあたりも文言調整させていただくことにな
るかもしれませんのでよろしく願いいたします。

北宅会長

他はどうでしょうか。

井元委員

最近少しニュースなどで取り上げられている PFAS や PFOS についてなのですが。

事務局（山中）

有機フッ素化合物のことですね。

井元委員

これは水質基準のフッ素及びその化合物の中に含まれているわけでしょうか。

事務局（山中）

これはフッ素化合物ではありますが、それそのものは表の下から 5 行目の PFOS 及
び PFOA と書いている項目があります。これが今問題になっている有機フッ素化合物

でして、ただ最近問題になっている中にはこれ以外にも有機フッ素化合物の種類があるようなのです。ただ、いま厚生労働省の方で規制できているのはこの 2 つという事で、今後の動向を見ている状況でございます。

小泉委員

その項目は、要検討項目の方で入っております、ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFH_xS) というもので入っております。ただ、目標値が定められていない状況でございます。毒性の観点がはっきりしていないというところから、そうなっております。

事務局 (山中)

要検討項目の方にはもう来ているのですか。

小泉委員

はい。

事務局 (山中)

全国の検出状況からみて、また目標設定値の方に入るのかという事ですね。

北宅会長

他はよろしいでしょうか。

ちなみに、この青く塗っている表の資料はここだけの資料なのでしょうか。

事務局 (山中)

こちらはこの会議のための資料でございます。

北宅会長

単位が、明記されていないので項目すべての単位は mg/L でよろしいのでしょうか。

事務局 (山中)

そうです。mg/L です。

北宅会長

他はいかがでしょうか。

奥野委員

参考までにですが、水道水はどれぐらいの頻度でモニタリングをされているのですか。

事務局（山中）

各浄水場での検査は、毎月 1 回実施しています。ただ、このすべての項目というのは今は年 4 回くらいでございます。

奥野委員

ですよ、こんなにたくさんあると定期的にでも大変ですからね。ただ、心配なのは時間遅れで供給された後に検出されてしまったときに、どのように対応するのが心配ではあります。特に上流に排水で出てきたときにそれが検出できなくて、水道水に混じってしまうという事もありうるのではないかと。そういうところは心配事項としてあります。ただ経費的にも難しいとは思いますが。

峯芝委員

いろんな項目を出しておられますが、いま先ほど年 4 回とか聞いたのですが我々農家側にとっては非常に心配なのですけれども、少なくとも上流でいろんな開発や地形が変わるなど、そういう時には随時分析などをしていただいで安心できるような飲み水にしていただけるという体制をとっていただきたいというのが、希望なのですが。

事務局（山中）

年間の水質検査につきまして、計画がでておりまして我々の方でもホームページ上で公開しております。そして、水質分析の結果もホームページ上で公開しているのですけれども、それ以外にも随時検査として他市と共同で運営している共同検査体制というのが日野浄水場の方にございまして、ただ河内長野市の水道事業とは別組織となっておりますので、そこへ依頼をかけて随時気になった項目やあるいは気になった水について検査してもらおうという体制です。

峯芝委員

重金属などいろんな分析で非常に大変だと思いますが、最低限例えば大腸菌の検査など、塩素で殺菌されているので大丈夫だと思うのですが大腸菌などの菌検査といった頻繁にできる検査があると思うので、そういった検査はそんなに費用も掛からないと思うので、できればそういった項目を河内長野市の水道事業の自治体として検査項目に入れてもらえれば、非常にありがたいと思うのですが。

事務局（山中）

水道事業としては、一般細菌や大腸菌といったものは浄水処理の工程に問題が無い
か確認する意味でも、一番頻度を高く検査している項目となっています。

峯芝委員

例えば、この表の中で頻繁に行っている検査はどのようなものがありますか。

事務局（山中）

先ほどあげました、一般細菌や大腸菌のほかに金属類は分析する装置が一度にいろ
んな金属を分析できる装置ですので、それも頻度が高くなっています。

峯芝委員

もちろん、臭気や透明度といった項目などは頻度が高いですね。

事務局（山中）

そうです。そこは毎日検査を行うこととなっておりまして、浄水場で検査しており
ます。毎日といたしますか、1時間ごとに検査となっております。

北宅会長

小泉委員に質問なのですが、厚生省の基準に則った計測頻度なのでしょうか。

小泉委員

そうですね。

北宅会長

それはそれで国が定めた方法というものがありますし、それに今までそれほど大問
題になったことがないという前提でやっているという事ですね。

河内長野は水源がきれいなので、安心していいかなと思います。心配なのは心配だ
とは思いますが、要望としてですね。

峯芝委員

そうですね。命に係わることですので。

北宅会長

この基準は恐らく、それほど命に直結するような話の基準ではないかと思
います。そういう意味ではかなり低いレベルでの基準を定めていると思うので、安心していい

と思います。

他はいかがでしょうか。

北宅会長

それでは、この件に関しても皆さんご了承という事で結論付けてよろしいでしょうか。

これで、この水道水源保護条例施行規則の改正については審議会として了承するという事になりました。少し、要望等も踏まえまして委員会としてコメントを筆記していただけるとありがたいと思います。

北宅会長

それでは、次に進まさせていただきます。

では次、改正条項 3 についてですね。事務局の方からこの改正について説明をお願いします。

事務局（山中）

それでは、続きまして最初の資料の 4 ページでございます。(3)のところですが、審議会委員の要件について審議会規則というもので定められておりますが、そのうち第 3 条第 2 項第 2 号につきまして、関係行政機関から審議会委員を選出していただくにあたりまして、この第 3 条第 2 項第 2 号の規定では関係行政機関の職員と現行ではなっておりますが、関係行政機関というのは例えば本日おいでいただいております農業委員会です。委員会であれば、各委員会の委員をお願いしておりますので、只今の実態に合わせてこの関係行政機関の職員という記述を、関係行政機関の職員等に改めるものです。

北宅会長

ただいま説明がされたこの改正案について、ご意見等ありますでしょうか。

北宅会長

職員等となると、等をどこまで含めるか難しい部分があると思うのですがそれはそこまで外れることはないと思ってよいのでしょうか。

事務局（山中）

そうですね。

北宅会長

それでは、特段皆様からご意見等がないようですのでこの件はこのまま了承という事で処理させていただきたいと思います。

北宅会長

これで改正案について審議のすべてが終わったという事でよろしいですか。

皆様方から広くご意見をいただきましたが、事務局から出していただいた改正案ということでみなさま了承という事で、結論としたいと思います。ただし、今後修正等があるかもしれませんが、それは事務局と私とのやり取りで修正させていただくということで一任いただけたらと思います。よろしくお願いたします。

司会（畠山）

それでは、令和 5 年度第 1 回水道水源保護審議会を終了させていただきます。お忙しい中、ご出席いただきありがとうございますございました。